

令和5年度市町村等スポーツ教室への講師派遣事業 実施要領

1 目的

かながわパラスポーツの理念のさらなる普及のため、県内で開催される市町村、学校及び総合型地域スポーツクラブが主催するスポーツ教室等に、希望に応じて障がい者スポーツの講師を派遣する。

2 主催

神奈川県

3 運営（事務局）

(1) 令和5年2月から令和5年3月まで

一般社団法人神奈川県障がい者スポーツ協会（以下「協会」という。）

(2) 令和5年4月から令和6年3月まで

神奈川県から本事業を受託する者（以下「新事業者」という。）

4 派遣期間

令和5年4月～令和6年2月

5 派遣対象

市町村（スポーツ主管課・障害福祉主管課）、県立学校、県内特別支援学校、市町村立学校（特別支援学級）、県内大学、総合型地域スポーツクラブ、障害者施設（放課後等デイサービス、生活訓練施設等）、公共的団体、任意団体（イベント実行委員会等）

6 講師

申込団体で講師を調整する場合は、講師連絡先や謝金の総額等を【別紙様式1】派遣申込書に記載すること。

講師の紹介を希望する場合は、【別紙様式1】派遣申込書に記載すること。ただし、講師の都合による開催日時等の調整を行う場合もある。

7 講師派遣に係る謝金

(1) 講師派遣に係る謝金は、神奈川県が負担するものとする。

(2) 1回あたり32,000円を上限とする。

8 派遣回数（予定）

40回程度

9 申込方法

(1) 申込団体は、事務局のウェブサイトから【別紙様式1】派遣申込書をダウンロードし、メール・郵送のいずれかで、申込締切日までに事務局に申し込むこと。

- (2) 募集期間は、【別表】のとおりとする。
- (3) 2期募集は、1期募集で予定する派遣回数に達しなかった場合、実施する。また、実施の可否は事務局のウェブサイトで令和5年4月12日（水）までに公表する。

10 派遣決定

- (1) 派遣申込書を受理した後、派遣回数を超える場合、事務局が選考を実施する。
- (2) 派遣決定は、【別表】の期日までに申込団体に通知する。

11 派遣の実施

派遣当日に係る講師との連絡は、申込団体と講師で直接連絡を取り合うこと。また、スポーツ教室開催時に万が一、負傷等の事故が発生した場合は、適切に対応した上で、当日中に事務局へ事故報告書（任意様式）を提出すること。

12 事業報告

事務局のウェブサイトから【別紙様式2】事業報告書をダウンロードし、メール・郵送のいずれかで、事業実施終了後3週間以内に事務局に提出すること。

13 その他

- (1) 当事業は、神奈川県令和5年度当初予算発効時以降に有効になる。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大等により不測の事態が生じた場合には、予定を変更する可能性がある。

14 問合せ先

- (1) 令和5年3月まで

一般社団法人神奈川県障がい者スポーツ協会

〒251-0871 藤沢市善行7-1-2 県立スポーツセンター グリーンハウス内

電 話：(0466)83-0033

F A X：(0466)83-0034

メール：jimukyoku@kanagawa-parasports.or.jp

ウェブサイト：<https://kanagawa.parasports.or.jp>

- (2) 令和5年4月から令和6年3月まで

新事業者（令和5年4月12日（水）までに、神奈川県立スポーツセンター公式ホームページにおいて公表する。）

【別表】

		期 間 ・ 期 日	事務局
1 期募集	募集期間	令和5年2月21日(火)から 令和5年3月10日(金)まで ※消印有効	協会
	派遣決定通知	令和5年3月22日(水)	
2 期募集	募集期間	令和5年4月21日(金)から 令和5年5月26日(金)まで	新事業者
	派遣決定通知	令和5年6月21日(水)	